「ＬＥＣ　本試験超直前『高額療養費を完璧に確認してみる会』」講義教材（RL13098）から!!
第４５回社労士試験【選択式】健康保険法　空欄Ｄが 論点的中 しました!!

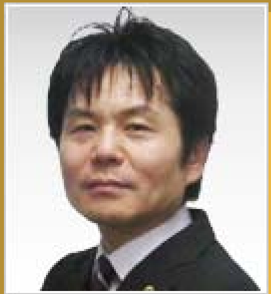

LEC教材掲載内容（抜粋）

RL13098　ｐ.８
３ 高額介護合算療養費（法 115 条の２）

論点整理　【特記事項】

□　健康保険及び介護保険の自己負担額の合計額から介護合算算定基準額を控除した額が、500 **円以下**である場合は、高額介護合算療養費は**支給されない**（令 43 条の２第１項、平 20.3.31 厚労告 225 号）。

的中！

※実際の教材では赤字にはなっていません。

本試験出題はこうでした！

第４５回　社労士試験　問題
〔選択式〕　健康保険法　【空欄Ｄ】

４　高額介護合算療養費は、介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に支給される。この支給限度額とは、高額介護合算療養費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額の事であり、その額は［　Ｄ　］円である。

解答 ［　Ｄ　］ → ①500